北九州市中小企業技術開発振興助成金交付要領

（趣　旨）

第１条　この要領は、北九州市中小企業技術開発振興助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、北九州市中小企業技術開発振興助成金交付に関し、必要な事項を定める。

（助成対象者）

第２条　要綱第３条第１項別表第１（１）に規定する「これから設置する予定の者」とは、要綱第５条に規定する助成金（以下「この助成金」という。）の交付が決定した日から次の１月１日までに市内に事務所又は事業所の設置を完了し、かつ、その稼働を開始する者をいう。

（排除対象者）

第３条　要綱第３条第１項別表第１（５）に規定する「暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者」とは、次に掲げる者（事業者を含む）をいい、いずれかに該当するときは助成金の交付を申請することができない。

（１）暴力団員が事業主または役員となっている者。

（２）実質的に暴力団員がその運営に関与している者。

（３）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者。

（４）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者。

（５）暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力又は関与している者。

（６）自らの利益を得る等の目的で、暴力団（員）を利用した者。

（７）役員等が、暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者。

（助成事業）

第４条　要綱第３条第１項に規定する「新技術、新製品等の研究開発事業（以下「助成事業」という。）」とは、別表第１に掲げるものとする。

２　助成事業は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（１）この助成金の交付を決定した日から次の３月３１日までに助成事業を完了し（助成対象経費の支払いを含む。）、かつ、助成事業に係る研究開発の目標を達成すること。

（２）助成事業に係る研究開発の全部又は大部分を自社（中小企業団体の場合は自団体。以下同じ。）内で行うこと。

３　前２項に関わらず、中小企業者である他者と共同で研究開発を行う場合においては、自社及び共同研究開発を行う他者と助成事業に係る研究開発の全部又は大部分を行うことができる。ただし、その共同研究開発を行う全ての事業者が要綱第３条第１項に規定する者でなければならない。

４　前３項に関わらず、市長は、助成事業に係る同一の研究開発について、国、県若しくは関係団体又は北九州市若しくは北九州市から出資を受けている団体が実施する事業の助成を受ける又は受けた場合の併給を認めないものとする。

（助成対象経費）

第５条　要綱第３条第２項に規定する助成対象経費及び助成限度額等については別表第２に掲げるものとする。この場合において、１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

２　前項に定める助成対象経費は、申請の日の属する同一年度中に発生する経費とし、かつ、消費税相当分及び地方消費税相当分を除く額とする。

（交付申請書の提出）
第６条　要綱第４条に規定する助成金の交付を受けようとする中小企業者又は中小企業団体（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに助成金交付申請書とともに、申請者の概要、月別従業員数の推移、役員名簿、暴力団排除に関する誓約書、株主名簿、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）、納税証明書（市税に滞納がないことの証明）、直近２期の決算関係書類、見積書及びカタログを提出するものとする。
２　申請者は、同一年度中においては１申請者につき１回までとする。
（審査方法）
第７条　この助成金の交付の可否を決定するにあたり、市長は外部専門家によって構成される審査会を開催し、その結果を受け、決定するものとする。
２　この助成金の概算払い又は精算払いを決定するにあたり、市長は第６条第１項に規定する直近２期の決算関係書類を審査し、決定するものとする。
（交付決定通知書）
第８条　要綱第５条に規定する申請者への通知は、助成金交付決定通知書によって行なうものとする。
（助成金の請求及び支払）
第９条　この助成金の交付決定を受けて助成事業を行なう者（以下「助成事業者」という。）が助成金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書を市長に提出しなければならない。
２　要綱第７条に規定する助成事業者が助成金の精算払いを受けようとするときは、精算払請求書を市長に提出しなければならない。
（状況報告）
第１０条　助成事業者は、助成事業の遂行に関し、市長から報告を求められたときは、進捗状況報告書により市長に報告しなければならない。
（助成事業の変更）
第１１条　助成事業者は、助成事業の内容の変更又は助成事業に３割以上の経費配分の変更（助成事業の内容の変更が生じないものに限る。）をするときは、事業変更承認申請書を、あらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。
（実績報告書の提出）
第１２条　助成事業者は助成事業の完了後、市長が定める期日までに、助成事業実績報告書を提出しなければならない。
（助成金確定通知書）
第１３条　要綱第７条に規定する助成事業者への通知は、助成金確定通知書によって行なうものとする。
（交付決定の取消通知書）
第１４条　要綱第９条に規定する助成事業者への通知は、助成金交付決定取消通知書によって行うものとする。
（採択事業の公表及び成果報告）
第１５条　市長は、助成事業に係る研究開発の内容等について、助成事業者と協議のうえ公表するものとする。ただし、市長が公表を行なうことによって、助成事業者に著しい不利益が生じると認めたときは、この限りでない。
２　助成事業者は、助成事業に係る研究開発の成果等について、助成事業の完了後においても、市長から報告を求められたときは、市長に報告しなければならない。
（財産の管理）
第１６条　助成事業者は、この助成金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得等財産」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、要綱第１条に規定する交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）
第１７条　助成事業者は、取得等財産の取得日が属する市の会計年度の翌年度の初日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間までは、市長の承認を受けないで、この助成金の交付の目的に反して使用し、撤去し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。
２　市長は、取得等財産を、この助成金の交付の目的に反して使用し、撤去し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供することを承認しようとするときは、交付した助成金等の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。
（申請書、通知書、報告書の書式）
第１８条　要綱及び要領で定める申請書、通知書並びに報告書については、中小企業振興課長が別に定めるものとする。

付　則

この要領は、平成１４年４月１日から施行し、平成１４年度に行われる助成事業から適用する。

付　則

この要領は、平成１６年４月１日に一部改正する。

付　則

この要領は、平成１８年６月１日から施行し、平成１８年度に行われる助成事業から適用する。

付　則

この要領は、平成２４年４月１日から施行し、平成２４年度に行われる助成事業から適用する。

付　則

この要領は、平成２７年４月１日から施行し、平成２７年度に行われる助成事業から適用する。

付　則

この要領は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度に行われる助成事業から適用する。ただし、別表第２における「中小企業技術開発振興助成金（新型コロナウイルス等感染症対策特別枠）」の適用については、令和４年３月３１日までの間とする。

付　則

この要領は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度に行われる助成事業から適用する。

付　則

この要領は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度に行われる助成事業から適用する。なお、別表第２における「中小企業技術開発振興助成金（新型コロナウイルス等感染症対策特別枠）」は、削る。

北九州市中小企業技術開発振興助成金交付要領（別表第１）

産業部門	1	機械器具又は装置の省力化、高性能化又は自動化のための研究開発
	2	新物質又は新材料の研究開発
	3	新製品の研究開発
	4	生産、加工又は処理のための新技術の研究開発
	5	新システム又は新工法の研究開発
資源・エネルギー部門	1	未利用資源・エネルギーの研究開発
	2	代替資源・エネルギーの研究開発
	3	資源・エネルギー使用の効率化のための研究開発
安全・福祉・社会開発部門	1	安全性向上、福祉又は医療機器の研究開発
	2	都市開発、情報処理、物流システム又は教育の研究開発
公害防止部門	1	公害防止技術の研究開発
	2	廃棄処理又は廃棄物再生利用のための研究開発
その他市長が特に必要と認める研究開発		

北九州市中小企業技術開発振興助成金交付要領（別表第２）

事業名	対象者区分	対　象　経　費	助成率	助成限度額
技術開発振興助成金	創業してから５年以上の中小企業者、又は中小企業団体	（１）原材料又は副資材の購入に要する経費 （２）構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 （３）機械装置若しくは工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 （４）産業財産権の導入に要する経費 （５）外注加工に要する経費 （６）技術指導の受入に要する経費 （７）その他市長が特に必要と認める経費	対象経費の１/２以内	５００万円
	創業してから５年未満の中小企業者	（１）原材料又は副資材の購入に要する経費 （２）構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 （３）機械装置若しくは工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 （４）産業財産権の導入に要する経費 （５）外注加工に要する経費 （６）技術指導の受入に要する経費 （７）開発に要する直接人件費 （時間単価は 1,500 円、総額は 300 万円を限度とする。） （８）その他市長が特に必要と認める経費	対象経費の２/３以内	５００万円